

(平成21年12月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	18 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	10 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年11月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月から42年3月まで

私は、申立期間当時、A社に勤務していたが、臨時職員であったので、B共済組合に加入しておらず、昭和42年4月に正職員になるまで国民年金保険料を納付していた。

社会保険事務所からは、申立期間は国民年金被保険者資格を喪失しているため、申立期間の国民年金保険料は還付されると説明されたが、私は資格喪失に係る手続を行った記憶は無いので、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人は昭和41年11月24日付けで国民年金被保険者資格を喪失し、申立期間は未加入期間とされているところ、社会保険事務所が保管する申立人に係る特殊台帳及びC市が作成した国民年金被保険者名簿によれば、申立期間の国民年金保険料は、国民年金被保険者資格喪失後の42年3月に納付されたことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人については、国民年金被保険者資格を喪失した日と同日付けで健康保険に加入した記録となっているところ、同原票の厚生年金保険記号番号欄は空欄であることから、申立人は、厚生年金保険に加入していない上、B共済組合が保管する組合員資格取得届によれば、申立期間において、B共済組合法に基づく共済組合員ではなかったことが確認でき、昭和41年11月24日付けで国民年金被保険者資格を喪失する理由は見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料については、前述の特殊台帳に還付さ

れた記録は無く、平成 21 年 7 月 3 日に還付決議が行われるまでの長期間、国庫歳入金として扱われていることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から43年3月までの期間、44年1月から同年3月までの期間及び50年2月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から43年3月まで
② 昭和44年1月から同年3月まで
③ 昭和50年2月から同年3月まで

私の国民年金の加入手続及び結婚するまでの国民年金保険料の納付は両親が行ってくれたにもかかわらず、申立期間①及び②については、両親の国民年金保険料は納付され、私の分だけが未納とされている。

また、私は昭和46年7月に結婚し、常に夫の分と一緒に国民年金保険料を納付してきたが、申立期間③については、夫の国民年金保険料は納付され、私の分だけが未納とされている。

各申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、いずれも短期間であるとともに、申立人が昭和39年3月に国民年金に加入してから結婚するまでの申立人の国民年金保険料は、申立期間①及び②を除き、すべて納付期限内に納付されている。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとする両親の国民年金保険料は、国民年金制度が発足した昭和36年4月からそれぞれが60歳に達するまでの期間について、すべて現年度納付されており、両親の納付意識は高かったものと考えられる。

申立期間③については、2か月と短期間であるとともに、結婚後の申立人は、申立期間③以外に国民年金保険料の未納は無い上、一緒に納付していたとする申立人の夫は申立期間③を含め結婚後のすべての期間について国民年

金保険料を納付済みであることから、申立人の申立期間③のみが未納とされていることは不自然である。

また、当初は、未納期間が昭和 50 年 1 月から 3 月までとされていたが、A 県 B 市が作成した国民年金被保険者名簿により、同年 1 月の国民年金保険料の納付が確認できたとして、平成 21 年 3 月に昭和 50 年 1 月に係る納付記録が訂正されており、当時の行政側の事務処理に誤りがあったことも考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月

私が昭和41年12月に結婚するまでは、父が私の国民年金保険料を納付してくれていた。父は既に亡くなっており、納付方法等について詳しいことは分からないが、申立期間だけが未納となっているのはおかしいので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、「父と同居している期間は、父が私や弟の国民年金保険料を納付してくれた。」と述べているところ、社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人の父及び父と同居していたとする申立人の弟は、国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付していることが確認できる。

さらに、社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人の昭和42年12月から43年1月までの期間に係る国民年金保険料については、当初、未納とされていたところ、申立人が所持する国民年金手帳の国民年金印紙検認記録欄に当該期間に係る検認印があることから、平成21年7月21日に、当該期間の記録が納付済みと訂正されている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和44年11月から50年3月まで

申立期間①については、国民年金保険料を特例納付したにもかかわらず、社会保険事務所から還付手続を行うように通知があった。国民年金保険料が還付され、年金額が少なくなるのはおかしいので、納付済期間として認めてほしい。

申立期間②については、結婚した当初、病気等の事情により納付できなかった期間があり、後からまとめて納付したことが2、3回あったと思う。納付場所は、A市役所B支所かC銀行D支店だったと記憶している。未納期間があるのはおかしいので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、平成12年2月に厚生年金保険被保険者期間と国民年金被保険者期間を記録統合するまでは、国民年金の強制被保険者期間として記録され、社会保険事務所が保管する申立人に係る特殊台帳により、第3回特例納付が実施されていた昭和55年6月に国民年金保険料が納付されたことが確認できることから、申立人は、申立期間①を含む31年7月から44年10月までは厚生年金保険被保険者期間であり、申立期間①を国民年金保険料納付済期間とすることはできないことから、平成21年に還付通知が行われている。

しかしながら、前述の特殊台帳には、本来国民年金保険料を納付できない厚生年金保険被保険者期間について、社会保険事務所が特例納付の納付書を作成したという誤りがあり、このため、申立人が申立期間①の国民年金保険

料を納付し、これが長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかである上、申立期間①を含む昭和 31 年 7 月から 44 年 10 月までの期間については、脱退手当金が支給済みであり、厚生年金保険の被保険者でなかったものとみなされることをも踏まえると、制度上国民年金の被保険者となり得ないことを理由として申立期間①の国民年金保険料を還付することは、信義衡平の原則に反するものと考えられる。

一方、申立期間②については、A 市が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人に係る国民年金の加入手続は昭和 50 年 7 月 7 日に行われたことが確認できることから、この時点で申立期間②の一部は時効により納付できない期間である上、納付金額等についての申立人の記憶も定かではない。

また、申立人が、申立期間②について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間②の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和54年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年3月26日から同年8月1日まで

私は、昭和52年10月にA社に入社し、62年5月に退職するまで継続してB社に勤務していた。

厚生年金保険の適用事業所名が、A社からB社にいつごろ変わったのかは分からないが、申立期間も厚生年金保険料を給料から控除されていたことは間違いないので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録並びに申立人の上司及び同僚の記憶により、申立人が、申立期間において、A社に継続して勤務していたことが認められるとともに、当該同僚は、申立人の申立期間における勤務について、「勤務形態や雇用条件が変わったことは無い。」としている。

また、当該同僚については、当委員会に対し、申立人と同一申立期間での同様の申立てが行われていたところ、当該同僚が所持する給与明細書等により、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できたことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成21年3月5日付けで年金記録の訂正が必要であるとする通知が行われている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和54年2月の社会保険事務所の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社が既に解散し、当時の事業主も既に死亡しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和 60 年 7 月 16 日に、厚生年金保険被保険者の資格を申立人が喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、41 万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 6 月 16 日から同年 7 月 16 日まで

私は、昭和 30 年 4 月から平成 8 年 6 月まで A 社で勤務しており、この間、転勤はあったものの、同社に継続して勤務していた。

社会保険庁の記録では、1 か月の空白が生じているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社が保管する人事発令記録によれば、申立人は、昭和 60 年 7 月 16 日付けで申立事業所である同社 B 工場（以下「B 工場」という。）から同社 C 製造所（以下「C 製造所」という。）に異動していることが確認できる。

また、A 社のグループ会社が加入する D 基金の資格取得及び資格喪失に係る届出書によれば、B 工場における資格喪失日と C 製造所における資格取得日は共に昭和 60 年 7 月 16 日となっており、厚生年金基金において加入期間は継続している。

さらに、A 社では、申立期間当時、厚生年金保険の資格取得及び資格喪失に係る届出書の様式は、D 基金及び E 健康保険組合の資格取得及び資格喪失に係る届出書と一体の複写式であったと述べているところ、C 製造所における「厚生年金基金加入員資格取得届」と「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」を比較すると、複写式の様式であったことが確認できることから、B 工場における「厚生年金基金加入員喪失取

得届」と記載内容が一致する届出書が社会保険事務所に提出されたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 60 年 7 月 16 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は同日とすることが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A社が保管する前述のB工場における「厚生年金基金加入員資格得喪届」から、41 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成元年4月から同年11月までの期間は47万円、同年12月から2年6月までの期間は53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月1日から2年7月21日まで
私が事業主であったA社における申立期間の標準報酬月額が^{そきゅう}遡及して訂正されているが、事実と異なるので、当初の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、申立人が主張するとおり、平成元年4月から同年11月までの期間は47万円、同年12月から2年6月までの期間は53万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成2年7月21日）の後の同年10月9日付けで、元年4月1日に^{そきゅう}遡及して15万円に引き下げられていることが確認できる。

また、A社に係る商業登記簿謄本によれば、申立人は、前述の^{そきゅう}遡及訂正処理日（平成2年10月9日）の前の平成元年4月30日に代表取締役を退任し、後任の代表取締役が2年8月16日に就任していることが確認できる。

さらに、当該登記簿謄本によれば、申立人は、平成2年8月16日に取締役^{そきゅう}に就任しているものの、同年8月にA社を売却した後は、同社の経営には関与していないと述べており、このことについて、申立人が同社を売却したことに伴い同社を退職した元従業員も、会社売却後は、同社を^{そきゅう}経営していたのは別の人物である旨述べていることから、申立人が前述の^{そきゅう}遡及訂正処理に関与したとは認め難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような訂正

処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成元年4月から同年11月までの期間は47万円、同年12月から2年6月までの期間は53万円と訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 5 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 5 月から 50 年 3 月まで

社会保険事務所で確認したところ、申立期間は厚生年金保険被保険者期間と重複していることから、申立期間の国民年金保険料は既に還付済みであるとのことであった。

しかし、私は還付を受けた記憶も記録も無く、納得できないので、国民年金保険料の領収書を所持している申立期間について、記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が主張するとおり、申立期間を含む昭和 49 年 5 月から 50 年 12 月までの期間については、申立人が国民年金保険料を納付したことは確認できるものの、49 年 5 月から 51 年 3 月までは厚生年金保険被保険者期間であり、この期間を国民年金保険料納付済期間とすることはできないことから、申立期間を含む 49 年 5 月から 50 年 12 月までの期間の国民年金保険料が還付されている記録となっていることについて不自然さはみられない。

また、当該記録は、昭和 51 年に当該期間の国民年金保険料を還付したとする申立人に係る特殊台帳及び市町村が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿の記載内容とも一致しており、これらの記録に不自然な点はみられない。

さらに、還付された金額については、申立期間を含む昭和 49 年 5 月から 50 年 12 月までの国民年金保険料及び当該期間のうち同年 7 月から同年 12 月までの付加保険料の合計額と一致しており、このほか、申立人に対する国民年金保険料の還付を疑わせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から48年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から48年6月まで

私は、国民年金保険料を完納していたと思い安心していたが、私の納付記録について、社会保険事務所において度重なる記録の訂正が行われたことから、信用できない点が見受けられる。国民年金保険料は納付書を使って納付していた記憶があるので、申立期間の国民年金保険料の納付について調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人に係る特殊台帳によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年7月に払い出され、同年8月に年金手帳が新規に交付されたことが確認できることから、この時点で申立期間の国民年金保険料は時効により納付できない上、申立人は、40年3月から43年8月までの国民年金保険料を54年2月8日に特例納付していることから、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、納付書を使って国民年金保険料を納付していたと述べているところ、前述の特殊台帳によれば、申立期間は、未加入期間として処理されていたことが確認でき、申立期間当時、納付書は発行されていなかったものと考えられる。

なお、社会保険庁のオンライン記録によれば、申立期間については未納期間となっているが、これは平成9年6月17日付けで厚生年金保険被保険者期間が追加処理されたことに伴い、未加入期間から未納期間に変更されたものであり、この事務処理に不自然な点は見受けられない。

さらに、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたこと

を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間について申立人の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 1 月から 55 年 2 月までの期間及び 58 年 10 月から平成 5 年 2 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 1 月から 55 年 2 月まで
② 昭和 58 年 10 月から平成 5 年 2 月まで

申立期間の国民年金保険料については、夫の預金口座から、夫の国民年金保険料と一緒に口座振替で納付していたはずであり、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金異動報告書によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は平成 7 年 4 月 19 日に払い出されていることが確認できることから、この時点で申立期間の国民年金保険料は時効により納付することはできない上、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間の国民年金保険料の納付方法について、申立人は口座振替であると述べているところ、A 県 B 市において国民年金保険料の口座振替が実施されたのは申立期間①後の昭和 56 年 4 月であり、また、同市から提出された国民年金関係資料により、申立人は、平成 7 年 5 月 18 日に口座振替に係る申込みを行っていることが確認できることから、申立期間の国民年金保険料については口座振替による納付はできない。

さらに、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 2 月から 62 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 2 月から 62 年 4 月まで

申立期間の国民年金保険料については、元妻が、昭和 56 年 2 月からはA 県 B 市役所で、その約 2 年後からは C 町役場で、それぞれ納付していたので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の申立期間に係る国民年金保険料については、元妻が納付していたと述べているところ、元妻は、国民健康保険税については納付していたものの、国民年金保険料については納付した記憶が無いと述べており、元妻自身も、申立期間を含む昭和 56 年 2 月から平成 4 年 4 月の国民年金保険料については、未納となっている。

また、申立人には、申立期間以外にも、6 つの期間で合計 220 か月の未納期間及び未加入期間がある。

さらに、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年3月

私は、平成11年度及び12年度にA県B市のC高等学校で常勤講師をしており、平成13年3月30日付けで同校を退職したため、同年3月31日は無職の期間となった。

その後、平成13年4月1日付けで中学校教員に採用され、D町に住民票を異動した。

常勤講師は、毎年3月の国民年金保険料を納付しなければならず、平成12年3月は納付している。申立期間についても、住所地のE町又は勤務先があったB市で国民年金保険料を納付したはずであるので、納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間と同様に、厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成12年3月については、住所地のE町において厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、同月の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

しかしながら、申立人に係る戸籍の附票によれば、申立人は、厚生年金保険被保険者資格を有していた平成13年3月30日に、E町からD町に住民票を異動していることが確認できる。

また、D町が保管するE町発行の転出証明書には、国民年金の加入履歴が記載されていないことから、申立人はE町において厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行っていなかったものと考えられる上、D町では、当該加入履歴記載欄が空欄となっている場合には、国民年金に加入するよう勧奨していなかったとしている。

さらに、申立期間の国民年金保険料の納付についての申立人の記憶は定か

ではない上、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 39 年 3 月まで

私は、昭和 37 年 1 月に結婚し、同年 4 月から、既に国民年金に加入していた妻と一緒に国民年金保険料の納付を開始した。納付については、すべて母に依頼しており、母は A 県 B 市役所の窓口で 3、4 か月分ごとに納付していた。

申立期間については、母が、私と妻の分の国民年金保険料を一緒に納付したはずなので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付したとする母親は、既に死亡しているため、申立期間における国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 39 年 9 月 30 日に払い出されていることが確認できることから、この時点で申立期間の一部は時効により納付できない期間である上、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間について、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻も未納である。

加えて、申立人の母が、申立期間について申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間及び51年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和51年4月

申立期間①については、実家の両親が、国民年金保険料を納付していたはずである。

また、申立期間②については、会社を退職してA町（現在は、B町）に引っ越してきた時期であり、娘二人が幼かったことから、転入してすぐに同町役場で国民健康保険と国民年金の加入手続を行い、出納課で国民健康保険税と国民年金保険料を納付した。

各申立期間について、国民年金保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、申立人の両親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと述べているところ、申立人の両親は既に死亡しており、国民年金保険料の納付状況は不明である。

また、申立人が所持する国民年金手帳（昭和37年5月18日発行）の申立期間①に係る国民年金印紙検認記録欄に検認印が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人に係るA町の住民票により、申立人は、昭和51年4月3日に同町の住民となったことが確認できるものの、同町において申立人が国民年金に加入した記録は無い上、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付についての申立人の記憶は定かではない。

また、B町では、国民健康保険税及び国民年金保険料については、国民健康保険及び国民年金の加入手続と同時に町役場の窓口で納付することはできないとしている上、申立人の妻も、申立期間②について国民年金に加入して

いない。

さらに、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 12 月、57 年 3 月から同年 5 月までの期間及び 58 年 7 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 12 月
② 昭和 57 年 3 月から同年 5 月まで
③ 昭和 58 年 7 月

時期ははっきりと記憶していないが、市役所に行き国民年金の納付記録を確認したところ、未納期間は無いと言われた。具体的な納付金額などは記憶していないものの、最低 2 回は市役所で国民年金の加入手続を行った記憶がある。

特に、申立期間②については、勤務していた A 社が厚生年金保険などの社会保険に加入していなかったため、国民健康保険の加入手続を行い、その際、国民健康保険にのみ加入することはできず、国民年金とセットで加入したと思うので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳（昭和 57 年 6 月 22 日発行）には、厚生年金保険記号番号のみが記載されており、国民年金に加入したことを示す記載が無い上、社会保険庁のオンライン記録によれば、申立期間に係る国民年金の資格取得日及び資格喪失日に係る記録は、平成 11 年 10 月 28 日に追加処理されたことが確認できることから、申立期間はいずれも未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない。

また、社会保険事務所が保管する申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿を確認しても、申立人の氏名は無く、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料の納付についての申立人の記憶は定かでない上、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたこと

を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 10 月 26 日から 35 年 3 月 21 日まで
社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みと回答されたが、当時、支給された記憶は無いので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から2年以内に資格喪失し、脱退手当金の支給記録のある被保険者（女性）のうち一人は、「当時、女性の退職者は皆脱退一時金を受領するような風潮だった。」と述べている。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和 35 年 5 月 28 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったのであるから、申立期間の事業所を退職後、母親の看護のため当面は再就職する考えは無かったと述べている申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

福島厚生年金 事案 593 (事案 265 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から 44 年 12 月 21 日まで

昨年、年金記録の確認に係る申立てを行い、第三者委員会において訂正不要の決定がなされたが、記録上、脱退手当金の支払決定日とする昭和 45 年 12 月 1 日には、私は既に嫁ぎ先である A 県 B 市に在住しており、事業所のあった C 県 D 市で脱退手当金を受け取ることができず、B 市においても、脱退手当金を隔地払いによって受け取っていないこと、D 市に在住していた両親に脱退手当金の支給決定が通知されたのであれば、両親は娘のお金を黙って受け取るような人柄ではなく、必ず私に知らせてくれるであろうことから、どうしても当該決定に納得できない。

両親の人柄を証言してくれる同僚もいるので、再度調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、社会保険事務所が保管する申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示があり、また、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 12 月 18 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、脱退手当金の支給決定日には B 市に在住していたこと、D 市に在住していた両親は娘のお金を黙って受け取るような人柄ではないことなどから、脱退手当金を受給していないと主張しているが、これらは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 2 月 1 日から 37 年 3 月 1 日まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、A社及びB社における厚生年金保険の加入期間について、脱退手当金を支給済みと回答された。

しかし、私は、B社を退職する際、同社の経理担当者から「厚生年金保険の加入期間のうち、B社で加入した期間のみを支給申請する。」と説明された経緯があり、現在も所持している厚生年金保険被保険者証にも、同社を管轄する社会保険事務所名の押印のみがあり、A社を管轄する社会保険事務所で処理した旨が表示されていないので、当該2事業所における厚生年金保険の加入期間について脱退手当金を支給したとする記録には納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、申立人が受給を認めているB社のほか、申立期間であるA社についても、その事業所名、所在地及び勤務期間が記載されている上、脱退手当金計算書には、当該2事業所における適用月数及び標準報酬月額並びにこれらを基に計算された脱退手当金支給額が記されていることから、申立人が受給を認めている期間と申立期間を併せて脱退手当金が請求されたことが確認できる。

また、厚生年金保険被保険者証には、脱退手当金の支給処理を行った最終事業所を管轄する社会保険事務所名で脱退手当金を支給した旨の「脱」表示を行うよう通知されていたところ、申立人が所持している厚生年金保険被保険者証には、当該通知に基づく「脱」表示が行われている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和44年1月20日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 2 月ごろから同年 11 月 1 日まで
申立期間当時、私は、A社B工場において、日雇労働者として3交代制で勤務していたが、私の年金記録にはこの期間が反映されていないので、調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管するB工場に係る日雇労働者名簿及び同僚の記憶により、申立人は、昭和 34 年 1 月 31 日に日雇労働者として同社同工場に雇い入れられたことは確認できる。

しかしながら、A社では、日雇労働者については、基本的に厚生年金保険に加入させておらず、厚生年金保険料も控除していなかったとしている。

また、A社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届には、B工場における申立人の資格取得日は、昭和 34 年 11 月 1 日と記載されており、社会保険庁の記録と一致していることに加え、申立人よりも前から日雇労働者として同社同工場に勤務していたとする同僚の資格取得日も、申立人と同日となっている。

さらに、社会保険事務所が保管するB工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 3 月 24 日から同年 7 月 1 日まで

私は、昭和 33 年 3 月に中学校を卒業し、その翌日から同年 6 月末日まで A 社に勤務していた。

申立期間には厚生年金保険に加入していたものと思っているので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び同僚の記憶から、申立人は、申立期間当時、A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について、事業主に照会しても、これらの事実を確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

また、社会保険事務所が保管する A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人が同期入社であるとする同僚の氏名は無く、昭和 33 年 4 月に同社に入社したとする別の同僚（申立人の従兄）は、34 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得していることから、事業主は、従業員について、入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったものと考えられる。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての申立人の記憶は定かではなく、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年12月ごろから平成6年ごろ

私は、A社に勤務し、鋳物の型作りと溶解の流し込みの仕事をしていた。同社の工場が閉鎖されるまで勤務していた記憶がある。

社会保険庁の記録では、A社における厚生年金保険被保険者記録が無いので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元工場長及び同僚の記憶から、申立人は、申立期間当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当時の厚生年金保険法の規定により、既に65歳に達していた申立人は、厚生年金保険被保険者となることができず、A社の元事業主及び申立人が同社に入社する際に面接したとする前述の元工場長も、昭和62年12月ごろに申立人をパートとして雇用したが、社会保険には加入させなかった旨述べている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福島厚生年金 事案 601

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 2 月 15 日から 56 年 2 月 2 日まで
② 昭和 56 年 10 月 14 日から 57 年 12 月 16 日まで

私は、昭和 54 年 2 月 15 日に A 社営業部に入社し、57 年 12 月 15 日に同社を退職したが、同社における厚生年金保険被保険者記録は、56 年 2 月 2 日から同年 10 月 14 日までの期間だけである。現在は、申立期間の厚生年金保険料の控除を証明できる資料は何も無いが、かつての同僚に話を聞いてもらい、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の元事業主及び同僚の記憶から、勤務期間は特定できないものの、申立人は、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、元事業主及び複数の同僚に照会しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

また、複数の同僚は、A 社では試用期間があり、厚生年金保険被保険者資格の取得時期は、入社後しばらくたってからだったと述べている。

さらに、社会保険事務所が保管する A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人は、昭和 56 年 10 月 13 日に被保険者資格を喪失し、同年 11 月 11 日に健康保険証を返納していることが確認できる。

加えて、当該被保険者原票には、申立期間①及び②のそれぞれの期間において、健康保険の整理番号は欠番も無く、申立人の被保険者原票も確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 7 月ごろから 47 年 6 月ごろまで
② 昭和 47 年 7 月ごろから 50 年 12 月ごろまで

私は、申立期間①はA区BにあったC社に、申立期間②は同区DにあったE社に勤務していたが、その期間の厚生年金保険の記録が空白になっている。勤務していたことは確かなので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、連絡の取れたC社の元同僚及び二人のE社の元役員の記憶から、申立人は、申立期間当時、それぞれの事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、それぞれの事業所については、社会保険事務所が保管する適用事業所名簿及び社会保険庁のオンライン記録において、該当する事業所名は無く、類似の事業所名で検索しても確認できなかった。また、C社については、所在地を管轄する法務局に商業登記も確認できなかった。

また、それぞれの事業所の元役員であった者及びC社の社員でありE社の元役員であった者の二人は、「両事業所とも厚生年金保険に適用させておらず、給与から厚生年金保険料も控除していない。」と述べており、当該二人には、両事業所における厚生年金保険被保険者記録は確認できない上、当該二人とも、申立期間は国民年金に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 7 月 1 日から 36 年 10 月 1 日まで
社会保険庁の記録では、私の A 社における厚生年金保険被保険者期間は、昭和 37 年 7 月 1 日から 38 年 12 月 21 日となっているが、実際に勤務したのは申立期間であり、社会保険庁の記録は誤っている。

A 社の資格取得日である昭和 37 年 7 月 1 日には、既に同社を退職し、B 町（現在は、C 市）の D 社に勤務していた。

A 社に勤務していた当時の給料から厚生年金保険料が控除されていたかどうかについては記憶していないが、申立期間に同社に勤務していたことは事実なので、申立期間について、同社において被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人と共に A 社に住み込みで勤務していた複数の同僚の記憶から、申立人は、申立期間当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社の当時の工場長は、同社では、入社から 3 年程度は従業員を社会保険に加入させていなかった旨を述べている。

また、社会保険事務所が保管する A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、入社時期を記憶している複数の同僚の資格取得日が、それぞれの記憶する入社日の 2 年から 5 年後になっていることが確認できる。

さらに、複数の同僚に照会しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

加えて、申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての申立人の記憶は定かではなく、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も無い。

なお、社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人は、昭和 37 年 7 月 1

日から 38 年 12 月 21 日までは A 社において、37 年 7 月 5 日から 38 年 6 月 30 日までは D 社において、それぞれ被保険者になっていることが確認でき、37 年 7 月 5 日から 38 年 6 月 30 日までの被保険者期間が重複しているところ、A 社に係る前述の被保険者名簿の「摘要」欄には、37 年 7 月 17 日に社会保険事務所が同社に対し何らかの調査を行ったことを示す記載があることから、当該調査により、本来厚生年金保険に加入させるべき従業員の資格取得漏れが判明し、同社の事業主が、既に退職していた申立人を含む 17 人について、同年 7 月 1 日付けで被保険者資格を取得させたものと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福島厚生年金 事案 604

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月ごろから26年8月1日まで

私は、学校を卒業後、A公団B支所に入所し、同公団が廃止されるまで勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

A公団B支所の経理担当者は堅物で有名な人だったので、厚生年金保険に加入させていないはずはない。

第3 委員会の判断の理由

A公団B支所の複数の同僚の記憶から、申立期間当時、申立人が同支所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A公団B支所の後継事業所であるC社及び複数の同僚に照会しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

また、社会保険事務所が保管するA公団B支所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人及び同僚が同支所の職員であったとしている複数の者に係る記録も無いことから、同支所では、必ずしもすべての職員について被保険者資格を取得させる取扱いではなかったものと考えられる。

さらに、前述の被保険者名簿によれば、A公団B支所における被保険者は、昭和26年4月1日に資格喪失した5人が最後であり、それ以降に被保険者は記録されていない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。